

News Release

令和 7 年 3 月 6 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

供給区域外に設置する電線路による供給の許可に関する 意見聴取について意見を回答致しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた供給区域外に設置する電線路による供給の許可について審査を行い、委員会として当該許可を行うことに異存がない旨の意見を回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般送配電事業者は、その供給区域以外の地域に自らが維持し、及び運用する電線路を設置し、当該電線路により電気の供給を行おうとするときは、供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされております。

供給区域外に設置する電線路による供給の許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、供給区域外に設置する電線路による供給の許可について、当委員会において審査を行った結果、電気事業法第24条第2項の各号に照らし、適合していると認められましたため、経済産業大臣へ当該許可を行うことに異存がない旨を回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

供給区域外に設置する電線路による供給の許可について(回答)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 黒田
担当者: 中橋、水越
電 話: 03-3501-1585(直通)

令和 7 年 3 月 7 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

一般ガス導管事業の供給区域及び 旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等 の変更許可に関する意見聴取について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業大臣から意見を求められた一般ガス導管事業の供給区域の変更許可及び旧一般ガスみなしガス小売事業の指定旧供給区域等の変更許可について審査を行い、許可することに異存ない旨回答しましたのでお知らせいたします。

1. 概要

一般ガス導管事業者は、供給区域の変更を行おうとするときは、ガス事業法第40条第1項の規定に基づき、また、旧一般ガスみなしガス小売事業者は、指定旧供給区域等の変更を行おうとするときは、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第23条第1項の規定に基づき、それぞれ経済産業大臣に対し変更許可申請を行うこととなっています。

供給区域及び指定旧供給区域等の変更許可に際しては、経済産業大臣は、当委員会に対して意見聴取を行うこととされていることから、経済産業大臣から当委員会への意見の求めがありました。

これを受け、東京ガスネットワーク株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、西部瓦斯株式会社及び東邦ガスネットワーク株式会社からの供給区域並びに東邦瓦斯株式会社からの指定旧供給区域等の変更許可申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から評価した結果、許可することに異存ない旨回答したことをお知らせいたします。

2. 添付資料

- ① 供給区域の変更の許可について(回答・東京ガスネットワーク株式会社)
- ② 供給区域の変更の許可について(回答・大阪ガスネットワーク株式会社)
- ③ 供給区域の変更の許可について(回答・西部瓦斯株式会社)
- ④ 供給区域の変更の許可について(回答・東邦ガスネットワーク株式会社)
- ⑤ 指定旧供給区域等の変更の許可に係る意見聴取について
(回答・東邦瓦斯株式会社)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 下津
担当者: 萩原、嶋田
電 話: 03-3501-1552(直通)
ネットワーク事業監視課長 黒田
担当者: 石井
電 話: 03-3501-1585(直通)